

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

平成十九年五月二十九日

岡山県知事 石 井 正 弘

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 マルイ志戸部店

所在地 津山市林田一六〇一八

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社マルイ

住所 津山市一方二二八

代表者の氏名 代表取締役 松田 欣也

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

（変更前）千八百三十三平方メートル

（変更後）二千八百三十八平方メートル

(2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

（変更前）百五台 （変更後）百二十八台

イ 駐輪場の収容台数

（変更前）十四台 （変更後）二十五台

ウ 荷さばき施設の面積

（変更前）九十八・九平方メートル

（変更後）百四十八・四平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

（変更前）三十二立方メートル

（変更後）三十四立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

（変更前）午前〇時

（変更後）株式会社マルイほか五者 午前〇時

株式会社ザグザグ 午後十時

イ 駐車場の自動車の出入口の位置

(変更前) 届出書添付図面 3 建物配置図に記載のとおり

(変更後) 届出書添付図面 4 建物配置図に記載のとおり

ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前) 午前六時から午後九時まで

(変更後) 荷さばき施設一及び二 午前六時から午後九時まで

荷さばき施設三及び四 午前七時から午後八時まで

4 変更年月日

平成二十年一月二十二日

二 届出年月日

平成十九年五月二十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

平成十九年五月二十九日から平成十九年九月二十九日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び津山市産業経済部商工観光課